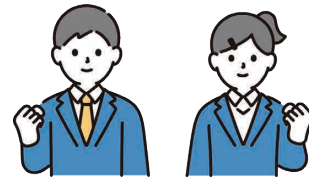




## 通学定期購入費・宿舍使用料の助成

高等学校等への通学定期購入費・宿舍使用料の一部を助成します。



### ●対象となる方

美波町に住所があり、高等学校・特別支援学校高等部高等専門学校、専修学校（高等課程に限る）、テクノスクール等に通学する方の保護者。

### ●助成期間

原則 3 年間

### ●助成金額

- ▶ 自宅から通学：発着する最寄りの駅または停留所から学校までの年間通学定期購入費の 1/2 以内
  - ▶ 宿舍から通学：徳島県立高等学校総合寄宿舍年間寮費から、入寮費及び食事代を減じた額の 1/2 以内
- ※年度途中から助成対象者となった方は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とする  
 ※他に同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額を引いた額とする

### ●手続きの流れ

- 1) 申請書に在学証明書（学生証は不可）を添付して美波町教育委員会へ提出
- 2) 助成決定後、助成金交付決定通知書を申請者へ通知
- 3) 指定の請求書に通学定期の購入・宿舍使用料の納入が確認できる書類を添付し、教育委員会へ提出
- 4) 助成金を指定口座に交付

#### 【注意事項】

- ※年度ごとに申請が必要です。
- ※申請等の書類は、美波町教育委員会、役場総務課、由岐公民館に置いています。美波町 HP からダウンロードできます。
- ※年度をまたいだ期間の定期購入の場合は、日割り計算により算出します。
- ※令和 4 年度分の請求は令和 5 年 3 月 31 日までとします。

【お問い合わせ】 美波町教育委員会 ☎ 77-3620

## 令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰等に直面するひとり親世帯を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金を支給します。

### ●対象となる方 ※「ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯支援特別給付金」を既に受けている方は支給対象外です。

- 1) 公的年金等<sup>\*1</sup>を受給していることにより、令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方<sup>\*2</sup>
  - ※ 1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
  - ※ 2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止された想定される方も対象となります。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変する等、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方

### ●支給額

対象児童 1 人当たり一律 5 万円

### ●申請方法

必要書類を役場福祉課に持参または郵送でご提出ください（当日消印有効）。  
 必要書類はQRコードからダウンロードできます。



### ●申請期限

令和 5 年 2 月 28 日

【お問い合わせ】 役場福祉課 ☎ 77-3614



## 税のお知らせ Tax Information



## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により保険料（税）の納付が困難となった方に、減免制度及び傷病手当金の支給制度があります。※介護保険については傷病手当金の支給制度はありません。

### ●保険料（税）の減免について

※申請が集中した時期など、審査に数週間を要する場合があります。ご了承ください。

#### ▶減免制度の対象者

- 1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方（被保険者）
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方（被保険者）で①～③（介護保険については①～②）にすべて該当する世帯の方
  - ①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入が、前年の当該事業収入に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること。
  - ②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。
  - ③前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること。

#### ▶申請書類

美波町 HP からダウンロードができます。  
 また、税務課・福祉課及び由岐支所の窓口にも置いています。

#### ▶申請方法

申請書類に必要な事項をご記入の上、収入状況等が確認できる添付書類とあわせてご提出ください。  
 ※複数減免申請をする場合は、添付書類は 1 部のみ提出してください。詳しくはお問い合わせください。

### ●傷病手当金の支給について

※申請が集中した時期など、審査に数週間を要する場合があります。ご了承ください。

#### ▶傷病手当金の支給対象者

- 1) 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方
- 2) 被用者のうち、発熱等の症状があり感染が疑われたため労務に服することができない期間が 3 日を超えてあった方

#### ▶申請書類

美波町 HP からダウンロードができます。  
 また、税務課・福祉課及び由岐支所の窓口にも置いています。

#### ▶申請方法

申請書類に必要な事項をご記入の上、ご提出ください。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

国民健康保険 役場税務課 ☎ 77 - 3615  
 後期高齢者医療保険および介護保険 役場福祉課 ☎ 77 - 3614